第5部悪臭

第1章 悪臭物質の規制

悪臭規制について、工場や事業場の事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制することにより、 生活環境を保全し、人の健康を保護するため悪臭防止法が昭和46年6月1日に制定されました。規制手法と して、22種類の特定悪臭物質ごとに規制基準を定める場合と、臭気指数による場合があり、守口市では特 定悪臭物質ごとの濃度により規制しています。

第1節 特定悪臭物質に係る規制

大阪府においては、府下全域を規制対象地域として指定し、各市の地域(東大阪市、豊中市、枚方市、 八尾市、寝屋川市、泉大津市、大阪狭山市、河内長野市、池田市、豊能町、能勢町、藤井寺市、富田林市、 柏原市、忠岡町、太子町、河南町、摂津市、交野市、四條畷市、門真市、守口市、大東市、羽曳野市、和 泉市、島本町、千早赤阪村)を、表6-1-1に示すように国の定める規制基準の範囲のうち最も厳しい値を 規制基準値としています。

特定悪臭物質の種類	事業場の敷地 境界線の規制基準 (ppm)	においの種類
* ア ン モ ニ	ア 1	し尿のようなにおい
メチルメルカプタ	ン 0.002	腐った玉ねぎのようなにおい
* 硫 化 水	素 0.02	腐った卵のようなにおい
硫 化 メ チ	ル 0.01	腐ったキャベツのようなにおい
二硫化メチ	ル 0.009	腐ったキャベツのようなにおい
*トリメチルアミ	ン 0.005	腐った魚のようなにおい
アセトアルデヒ	ド 0.05	青ぐさい刺激臭
ス チ レ	ン 0.4	都市ガスのようなにおい
プロピオン	酸 0.03	すっぱいような刺激臭
ノ ル マ ル 酪	酸 0.001	汗くさいにおい
ノ ル マ ル 吉 草	酸 0.0009	むれたくつ下のようなにおい
イ ソ 吉 草	酸 0.001	むれたくつ下のようなにおい
*ト ル エ	ン 10	ガソリンのようなにおい
* キ シ レ	ン 1	ガソリンのようなにおい
* 酢 酸 工 チ	ル 3	刺激的なシンナーのようなにおい
*メチルイソブチルケト	ン 1	刺激的なシンナーのようなにおい
* イ ソ ブ タ ノ ー	ル 0.9	刺激的な発酵したにおい
*プロピオンアルデヒ	ド 0.05	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
* ノルマルブチルアルデヒ	ド 0.009	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
*イソブチルアルデヒ	ド 0.02	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
* ノルマルバレルアルデヒ	ド 0.009	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
*イソバレルアルデヒ	ド 0.003	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい

表 6-1-1 特定悪臭物質と規制基準

第2節 臭気指数に係る規制

規制地域

大阪市・泉佐野市・泉南市・阪南市・田尻町・岬町・堺市・松原市・岸和田市・吹田市 貝塚市・高石市・熊取町・高槻市・箕面市・茨木市

⁽注) *印の特定物質については、煙突等の排出口における規制基準が設定されています。

第2章 屋外燃焼行為の規制

ゴム・皮革・ピッチ・合成樹脂などその燃焼に伴って著しくばい煙、悪臭を発生させる物質を屋外で多量に燃焼させる行為は、悪臭防止法および大阪府生活環境の保全等に関する条例により規制されています。 守口市内では、紙、木屑、合板など事業所からの廃棄物をドラム缶等により焼却処分されることがあり、 住居の密集化とともに、住居環境に好ましくない影響をもたらすことがあります。苦情の内容は、煙による不快臭の訴えが大部分で、法律・条例に該当しない程度のものが多くなっています。

屋外燃焼行為によるもの等悪臭による苦情件数は、第8部「公害苦情」に記載しています。



ドラム缶での焼却



基準を満たさない焼却炉で焼却

第6部 ダイオキシン類対策

第 1 章 ダイオキシン類対策

第1節 ダイオキシン類対策

ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月法律第105号)が平成12年1月15日に施行されました。この法律では、ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーPCBと定義し、大気、水質、土壌について環境基準(表7-1-1)が設定されています。

表 7-1-1	ダイオキシン類の環境基準

媒	体	基準値
大	気	0.6 pg-TEQ/m³以下
土	壌	1.000 pg-TEQ/g 以下
水	質	1 pg-TEQ/L以下

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

<環境調査>

本市では、環境中の濃度を把握するため、平成29年度に、大気については $2 \circ \pi$ (年 $4 \circ \pi$)、土壌については市内の公園 $1 \circ \pi$ (年 $1 \circ \pi$)、水質については市内の河川 $1 \circ \pi$ (年 $1 \circ \pi$)の調査を実施しました。その結果は、表7-1-2のとおりで、大気・土壌・水質ともそれぞれの環境基準を満足していました。

表 7-1-2 守口市内のダイオキシン類調査結果

(1)環境大気

(単位:pg-TEQ/m³)

-> -> -		(1 1 - FO 4/ ··· /
調査地点	試 料 採 取 日	調査結果
	H29年5月18日~25日	0.050
守口市役所屋上	H29年8月17日~24日	0.049
	H29年10月12日~19日	0.010
	H30年1月18日~25日	0.020
年 間 平	ž 均 値	0.032
	H29年5月18日~25日	0.061
大 阪 府 営	H29年8月17日~24日	0.026
守口錦通住宅屋上	H29年10月12日~19日	0.012
	H30年1月18日~25日	0.017
年 間 平	^左 均 値	0.029

(2) 土壤環境

(単位:pg-TEQ/g)

調 査 地 点	試 料 採 取 日	調査結果
下島公園	H29 年 8 月 17 日	6. 4

(3)水質環境

(単位:pg-TEQ/L)

調査地点	試 料 採 取 日	調査結果
古川大久保神田橋	H29年8月22日	0. 22

<発生源対策>」

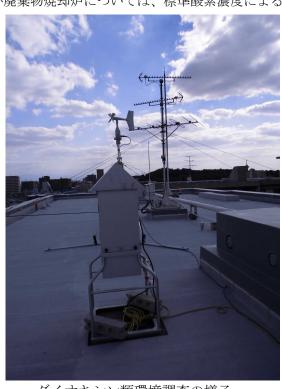
法が施行されたことにより、大阪府と共に、廃棄物焼却炉等の施設設置事業場等に対し、使用届の提出や排出ガス等についての基準遵守の徹底を指導しました。守口市内における、平成30年3月末での設置数は、大気基準適用施設が1件でした。表7-1-3に排出基準値を示します。

表 7-1-3 大気基準適用施設に係る基準

(ナノケ ラムーTEQ/Nm³) 注 1)

特 定 施 設	の種類	新設基準	既 設 基 準 H14.12.1~	標準酸素 濃度 ^{注 3)}	
鉄 鋼 業 焼	結 施 設	0.1	1	15%	
製綱用電	気 炉 ^{注 2)}	0.5	0.5 (5)	_	
亜鉛回収	施 設	1	1 0		
アルミニウム合	金製造施設	1	5	_	
	4t/h 以上	0.1	0.1 (1)		
廃棄物焼却炉 ^{注 2)}	2t/h 以上 4t/h 未満	1	1 (5)	12%	
	200kg/h 以上 2t/h 未満	5	5 (10)	1 4 70	
	200kg/h 未満	5	1 0 (1 0)		

- 注1) ナノグラムは10億分の1グラムを意味します。
- 注 2) H9.12.1以前に設置された施設は、()内の基準です。
- 注3)鉄鋼業焼結施設及び廃棄物焼却炉については、標準酸素濃度による補正を行った後の値とします。



ダイオキシン類環境調査の様子

第7部 公 害 苦 情

第1章 公害等に関する苦情

第1節 苦情の概要

公害に関する苦情は、住民の日常生活と密着した問題が多く、これらの苦情を解決するために、発生源 に対しては、できるだけ速やかに、適切な対策がとられるよう指導をしています。

苦情は、特に住居と工場の混在地域に多くみられ、広域的なものは少なく局地的なものが多い。

また、法律・条例によって規制するものばかりでなく、日常生活に伴い発生するものなど、規制対象外のものもみられます。

苦情の処理については、必要な調査、指導及び助言、規制、関係機関への通知を行い、多様化する公害 苦情に対処しています。

第2節 苦情の受理・処理状況

平成29年度に受理した苦情件数は35件であり、昨年度より14件増加しています。

苦情の内容について、公害の種類別にみると騒音に関する苦情が24件で最も多く全体の約68%を占めています(表8-1-1、図8-1-1)。この傾向は、この5年間比率の増減はあるものの変化はありません。

また、表8-1-2及び図8-1-2に平成25年度から平成29年度までの過年度分を含む公害苦情における受理・ 処理件数及び解決率を示しています。

								平成2	9年度			過年	度分			合	計	
			公害	の種類	質		受 付	解決	残	解決率	繰 越	解 決	残	解決率	総件数	解決	残	解決率
							(A)	(B)	(A-B)	(B/A)%	(C)	(D)	(C-D)	(D/C)%	(A+C=E)	(B+D=E)	(E-F)	(F/E)%
		大	いい	おう	酸化	1物												
		気	ば	V	じ	ん	3	3	0	100					3	3	0	100
典	. 1	汚	有	害	物	質												
TE		染	粉	l	ت	ん	3	3	0	100	1	1	0	100	4	4	0	100
型		朱		i	H		6	6	0	100	1	1	0	100	7	7	0	100
七	2	悪				臭	2	2	0	100					2	2	0	100
公	3	水	貨	質	汚	濁												
7		土	t	襄	汚	染												
害	5	地	盘	监	沈	下												
	6	騒				音	24	23	1	95.8	1	1	0	100	25	24	1	96. 0
	7	振				動	3	3	0	100					3	3	0	100
			合	į	计		35	34	1	97.1	2	2	0	100	37	36	1	97. 3

表8-1-1 平成29年度公害苦情の受理・処理状況

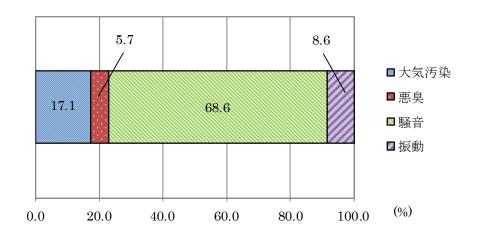


図8-1-1 平成29年度公害苦情の受理件数の内訳

表8-1-2 平成25年度~平成29年度 公害苦情の処理状況

						平成	25年	度		平成	26年	度		平成	27年	度		平成	28年	度		平成	29年	度
		公言	手の種類	質	受付	解決	残		受付	解決	残	解決率												
					A	В	A-B	B÷A	A	В	A-B	B÷A	A	В	A-B	B÷A	A	В	A-B	B÷A	A	В	A-B	B÷A
		V	\おう	酸化物																				
	7	大	ば い	じん	2	2	0	100	1	1	0	100	2	2	0	100	1	1	0	100	3	3	0	100
典		贰 有	害害	物質																				
型		ラ 料 れ	分 じ	しん	1	0	1	0	2	2	0	100	1	1	0	100	3	2	1	66. 7	3	3	0	100
工.	7	*	言	ŀ	3	2	1	66.7	3	3	0	100	3	3	0	100	4	3	0	75. 0	6	6	0	100
七	2	悪		臭	7	5	2	71.4	6	5	1	83. 3	1	1	0	100	3	3	0	100	2	2	0	100
7.\	3	水	質	汚 濁																				
公	4	土	壤	汚 染																				
害	5	地	盤	沈下																				
	6	騒		音	20	16	4	80.0	14	11	3	78.6	11	10	1	90.9	13	12	1	92. 3	24	23	1	95.8
	7	7 振		動	4	3	1	75.0	3	3	0	100	2	2	0	100	1	1	0	100	3	3	0	100
		合	計	-	34	26	8	76.5	26	22	4	84.6	17	16	1	94. 1	21	19	2	90. 5	35	34	1	97. 1

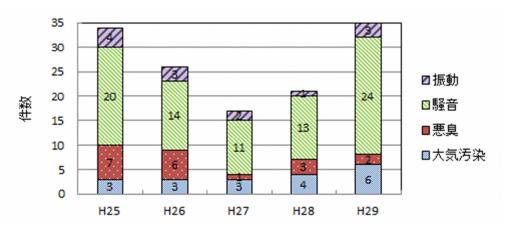


図8-1-2 平成25年度~平成29年度 公害苦情の処理状況推移

第8部 被害救済等

第1章 公害健康被害の補償等制度

第1節 制度の概要等

昭和63年3月1日「公害健康被害の補償等に関する法律」の施行により、旧法(昭和49年9月施行、公害健康被害補償法)で第1種地域の指定を受けていた守口市全域を含む41地域全てが指定解除され、既に認定を受けている患者に対する補償給付等は継続されるが、新たな健康被害者の認定は行わないことになりました。

現在、個人に対する補償制度と地域住民を対象とした健康被害の未然防止に重点を置いた制度になっています。

本市ではこの法律に基づいて、既存の被認定患者については補償給付及び保健福祉に必要な事業を継続して行うとともに、新たに市民を対象とした大気汚染による健康被害の予防のための事業を実施し、市民の健康の確保を図ることとしています。

なお、この制度の平成30年3月末現在の認定状況は、表9-1-1~表9-1-3のとおりです。

表9-1-1 守口市公害健康被害者認定状況

平成30年3月末現在

旧地域		地域指定			認定	患	者数				
指定	人口	面 積	延認定		異 動	状 況		実認定		認定疾病別患者数	
年月日		山 有	患者数	死 亡	転出	治ゆ等	計	患者数	人口比		
	人	km ²	人	人	人	人	人	人	%		人
昭和52年 1月13日	143. 700	12. 71	5, 426	1, 489	347	2, 608	4, 444	982		1. 慢性気管支炎 2. 気管支ぜん息 	100 880
17,10 日			(注1)			(注2)				3. ぜん息性気管支炎 4. 肺気しゅ	0 2

- (注1) 延認定患者数には、転入者(197)人を含む。
- (注2) 治ゆ等とは、治ゆ、期間満了及び更新否決をいう。

表9-1-2 疾病別・性別・年齢別・認定患者数

平成30年3月末現在

疾病	慢性	生気管支		気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			月	市気しぬ	Þ	合 計		
年齢、性別	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
15歳未満	人	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0
15歳以上	28	72	100	397	483	880	0	0	0	2	0	2	427	555	982
合 計	28	72	100	397	483	880	0	0	0	2	0	2	427	555	982

丰0-1-3	陪宝笙级则	• 小子兄儿 •	年齢別患者数
75 ALILO		• 1/ 1/ /JII •	

平成30年3	日末現在
—— //X () () —— ()	// // //// // // // // // // // // // /

	等級 1 級			及	4 2	2	D	3 級				等級 夕	+	合 計			
年齢	性別	男	女	計	男	女	丰	男	女	丰	男	女	丰	男	女	計	
15歳	· 接未満	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	
15歳		3	1	4	31	85	116	82	152	234	311	317	628	427	555	982	
合	計	3	1	4	31	85	116	82	152	234	311	317	628	427	555	982	

第1 補償給付

公害健康被害者として認定を受けたもの(被認定者)及びその遺族等に対し、表9-1-4示すとおり6種類の補償給付を行っており、補償給付状況は表9-1-5のとおりです。

表9-1-4 補償給付

		表9-1-4 補償給付										
種	類	給 付 内 容										
療養の及び療		被認定者が指定疾病について医療を受けた場合、その医療費の全額を現物給付として支給										
療 養	手 当	被認定者が指定疾病について医療を受けた場合、月を単位として、入院・通院の状況に応じて支約 23,300円(通院日数4日以上14日以内)~36,200円(入院日数15日以上)										
障害補	甫償費	15歳以上の被認定者が指定疾病により一定の障害の程度に該当する場合に、その障害の程度に応じて定期的に支給 基礎月額(1級の場合) 男子 222,200円~370,100円 女子 176,900円~229,300円 障害等級 特級 基礎月額+介護加算(45,900円) 1級 " 2級 "の50% 3級 "の30%										
遺族補	捕償費	被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合に、死亡した被認定者によって生計を維持されていた 一定範囲の遺族に対し、10年間定期的に支給 基礎月額(100%起因する場合) 男子 195,400円〜323,900円 女子 154,600円〜200,700円										
遺族補償	賞一時金	被認定者が指定疾病に起因して死亡し、遺族補償費を受ける遺族がない場合等に、一定範囲の遺族 に一時金として支給 支給額(100%起因する場合) 基礎月額×36月										
葬祭	幹料	被認定者が指定疾病に起因して死亡したときは、埋葬を行った者の請求に基づき支給 支給額 335,500円~671,000円										

(注)表中の支給金額は、平成29年4月1日現在のものである。

表9-1-5 各種補償給付支給件数及び金額

1. 平成29年度各種補償給付実績

区分	療養の給付及び療養費	障害補償費	児童補償手当	療養手当	遺族補償費	遺族補償一時金	葬 祭 料	合 計
件数	件	件	件	件	件	件	件	件
11 30	14, 894	4, 406	0	7, 784	272	2	1	27, 359
金額	円	円	円	円	円	円	円	円
亚伯	460, 259, 971	344, 134, 840	0	182, 002, 600	37, 709, 875	5, 565, 600	658, 000	1,007,522,700

2. 項目別給付内訳

療養の給付	療 養	の給付	1件当りの平均	療	養費	1件当りの平均	合	計	1件当りの平均
	件	円	円	件	円	円	件	円	円
及び療養費	14, 894	437, 610, 355	29, 381	0	0	0	14, 894	437, 610, 355	29, 381

	特	級	1	級	2	級	3	級	合	計	1件当りの平均
障害補償費	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円	円
	0	0	58	1, 3180, 800	1, 432	141, 008, 750	2,916	189, 786, 720	4, 406	343, 976, 270	78,063

	入隊	完15日以上	入图	入院8~14日		完7日以内	通際	215日以上	通	院4~14日	台	計	1件当りの平均
療養手当	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円	円
	3	109, 500	7	194, 900	7	177, 100	275	6, 957, 500	7, 492	174, 563, 600	1,784	182, 002, 600	23, 381

(死亡関係)

種 類	給付率:100%		給作	寸率:75%	給化	寸率:50%	合	1件当りの平均	
遺族補償費	件 84	円 16, 349, 200	件 90	円 12, 495, 375	件 98	円 8, 865, 300	件 272	円 37, 709, 875	円 138, 639
遺族補償一時金	2	5, 565, 000	0	0	0	0	2	5, 565, 600	2, 782, 800
葬 祭 料	1	658, 000	0	0	0	0	1	658, 000	658, 000

※遺族補償一時金50%に差額一時金 1件を含む。

第2 公害保健福祉事業

本制度においては、法定給付である補償給付とともに、損なわれた健康を回復させ、回復した健康を保持・増進させる等のため公害保健福祉事業を実施しています。本市では、転地療養事業、リハビリテーションに関する事業及びインフルエンザ予防接種費用助成事業、また、保健師により公害認定患者の家庭を訪問し、日常生活の指導、保健指導等を行う家庭療養指導事業を行っています。

1. 転地療養事業

(1) 目 的

被認定患者を高原、海浜などの空気の清浄な自然環境において保養させるとともに、療養生活 上の指導を行い、健康の回復、保持及び増進を図る。

(2) 実施状況

対 象 者	実 施 期 間	場所	参加人員
15歳以上	平成29年9月5日 ~ 9月8日 3泊4日	奈良県宇陀市榛原福地25 保養センター美榛苑	9人

2. リハビリテーション事業

(1) 目 的

被認定者に対し、リハビリテーションに係る呼吸訓練運動療法等を行い、基礎的体力の増進を 図るとともに、公害健康被害に係る指定疾病に関する知識普及および療養上の指導を行うことによ り健康の回復に資する。

(2) 対象者

市内在宅療養者

(3) 事業の概要

知識普及·訓練指導

医師の管理のもと、理学療法士・保健師により、機能回復の実技指導を含めた指定疾病に対する知識の普及および運動療法等を行う。

(ア) 実施状況

1日1会場当たりおおむね20人、15歳以上を対象に3会場で実施し、被認定者延べ47人の参加を得た。

口	日 程	参加人員
1	平成29年11月8日(水)	15人
2	平成29年11月 15日(水)	20人
3	平成29年11月 2日(火)	7人
	合 計	42人

※会場:守口市市民保健センター4階

3. 家庭における療養の指導に関する事業

(1) 目 的

被認定者に対し、家庭を訪問し、日常生活の指導、保健指導等を行い、疾病回復の促進を図るものである。

(2) 訪問指導の内容

訪問指導は保健師により、次のとおり行う。

- ① 日常生活指導に関すること。
- ② 保健指導に関すること。
- ③ その他必要な事業

訪問指導を行った内容は、表9-1-6のとおりである。

衣3 1 0																			
	性別		男						女					合 計					
	等級	特	1	2	3	等級	計	特	1	2	3	等 級	丰	特	1	2	3	等級	計
	疾病名	級	級	級	級	外	PI	級	級	級	級	外	рι	級	級	級	級	外	PΙ
	慢性気管支炎	-	_	_	-	-	-	_	-	-	-	-	-	_	-	-	_	-	-
	気管支ぜん息	_	_	_	_	_	_	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
	ぜん息性気管支炎	_	_	-	_	_	_	_	ı	ı	İ	ı	ı	1	-	İ	ı	ı	_
	肺 気 しゅ	_	_	-	_	_	_	_	ı	ı	İ	ı	ı	1	-	İ	ı	ı	-
	計	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	1	1	-	1	1	1	-

表9-1-6 家庭療養指導実施状況 (平成29年度)

4. インフルエンザ予防接種費用助成事業

(1) 目 的

被認定者に対し、インフルエンザ予防接種に要する自己負担の額を助成し、健康の保持

- ・増進を図る
- (2) 助成額

自己負担の額

(3) 対象接種期間

平成29年10月15日~平成30年1月31日(請求期間は平成30年2月28日まで)

(4) インフルエンザ予防接種実施人数

445人

第3 健康被害予防事業

公害健康被害補償法の改正により、昭和63年3月1日から新たに実施されたぜん息などによる健康被害の予防と損なわれた健康を回復させ、保持及び増進させることを目的とした施策で、本市では、昭和63年度から実施しています。

平成28年度は、一般市民を対象とした慢性閉塞性肺疾患に関する相談事業や乳児を対象としたアレルギーに関する相談事業、幼児を対象としたアレルギーに関する診査事業、そして健康の回復と増進を図るためのぜん息ディキャンプなどを実施しました。

イ) 健康相談事業

	実 施 方 法	実 施 場 所	実施回数	延相談件数
個 別	気管支ぜん息等患者に対して医 師・栄養士・保健師による個別 相談・指導	守口市市民保健センター	6 回	1件
個 別	乳児(4、5か月児)を対象に 医師・栄養士・保健師による気 管支ぜん息等の発症予防につい ての相談・指導・助言	守口市市民保健センター	12回	70件

口)健康診査事業

実 施 方 法	実施場所	実施回数	指導件数
幼児 (4歳未満)を対象に医師・栄養士・保健師による気管支ぜん息等の発症予防についての助言	守口市市民保健センター	4 回	0件

ハ) ぜん息キャンプ事業

対 象 者	実 施 期 間	場所	参加人数
小学3年~	平成29年8月 4日	大阪府和泉市槇尾山町	1 5 1
小学6年生		和泉市立青少年の家	15人

第9部 環境啓発・美化の推進

第1章 環境問題に関する知識の普及

公害をなくし、よりよい環境づくりを進めていくには、行政、企業の努力はもちろんのこと、市民一人 ひとりの理解と協力が必要です。

自分たちの生活を見直すことで、地球温暖化など国際的な環境問題や自動車排ガスによる大気汚染、生活排水による水質汚濁、廃棄物などの身近な環境問題への対応につながります。

本市では、「もりぐちの環境」の発行、「守口市民まつり」の開催時等に日常生活の中でできる環境 にやさしいくらしの実践への啓発や環境に関する知識の普及と意識の高揚を図っています。

第1節 環境啓発行事の実施

環境問題に対する意識の一層の高揚を図るため、「守口市民まつり」開催時にブースを出展し、関連機関協力のもと環境保全をテーマとした啓発を行っています(表 10-1-1)。

	310 11 「1 F F K S 2) での日光間数				
守口市民まつり 実施概要					
日	時	平成29年11月5日(日)※ 午前10時から午後4時まで			
場	所	京阪守口市駅周辺			
Ь	숬	エコドライブシミュレーター体験、手回し発電器体験、省エネル			

表10-1-1 守口市民まつりでの啓発活動

ギー・地球温暖化防止・ゴミ減量のパネル展示、ヨシ笛作り







ヨシ笛作り

守口市民まつりイベント会場

第2章 環境美化の推進と普及・啓発

市民・事業者と一体とまってポイ捨て等の防止、屋外広告物の掲出や表示の適正化を図り、都市環境の保全のためのまちの美化推進を図るため、「守口市まちの美化推進に関する条例」を平成13年10月1日から施行し、まちの美化推進に努めています。

また、市民等の身体及び財産への被害並びに煙による迷惑の防止を図り、市民等の安全で快適な生活環境を確保するため、「守口市路上喫煙の防止に関する条例」を平成29年4月1日から施行し、同年7月1日より路上喫煙禁止区域として京阪守口市駅及び地下鉄守口駅周辺(守口地区)を指定しました。

第1節 美化清掃活動の推進

守口市まちの美化推進に関する条例の施行に基づき、まちの美化推進のために活動している団体等に対して清掃用具の貸し出しや、美化活動により集積されたゴミ等の回収及び情報の提供や助言を行うことにより、快適で美しいまちづくりの推進に努めています。

また、環境フェア開催日に合わせて、エイフボランタリーネツトワークの参加協力のもと、たばこの吸い殻・紙くずその他のごみのポイ捨て禁止を推進するために美化キャンペーンとして、京阪電鉄守口市駅周辺道路・会場周辺の清掃や啓発物品の配布を実施し、マナーの向上を図っています。

平成29年度末現在、団体81組、個人16名の方の登録がありボランティア活動を行ってもらっています。 なお、平成29年度における美化清掃活動実績については表10-2-1のとおり、平成26年度以降は、全 ての項目でほぼ横ばいとなっています。

	登録団体等	ごみ	空き缶	空き瓶	草・葉	粗大ごみ等
		(袋)	(袋)	(袋)	(袋)	(国)
H24	90	1,000	142	32	1, 265	79
H25	92	835	86	54	1, 803	90
H26	95	417	45	10	1, 541	67
H27	99	323	33	12	1, 487	80
H28	96	413	50	15	1, 530	77
H29	81	402	43	22	1, 673	975

表10-2-1 美化活動団体等の登録状況と活動実績

第2節 違反簡易屋外広告物等の除却

平成15年4月に、大阪府屋外広告物条例により、はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等の、法令に違反している簡易屋外広告物の除却に関する事務の権限が市町村に移譲され、これに伴い、平成16年7月に「守口市違反簡易広告物除却活動員制度」を立ち上げ、市職員に加えて、市が実施する講習を受講した市民等に対しても権限を与えることで、地域住民の主体的な協力による効果的な除却が可能になりました。

平成 29 年度末現在において、21 団体・220 名の方の登録があり、愛称「はがし・たい」としてボランティア活動を行ってもらっています。

また、定期的に関西電力(株)守口営業所、西日本電信電話(株)大阪支店と市職員により共同で除却

作業及び清掃活動を実施しています。

なお、平成29年度における違反簡易屋外広告物の除却活動については表10-2-2のとおりとなっており、 除却件数は毎年減少傾向であります。

女 10 1 2 2 2 2 1					
	はり紙	はり札等	広告旗	立看板等	計
H24	5, 436	1, 616	90	112	7, 254
H25	4, 097	809	24	82	5, 012
H26	943	636	14	16	1, 609
H27	998	575	45	1	1, 619
H28	762	220	16	0	998
H29	177	99	8	0	284

表 10-2-2 違反簡易屋外広告物の除却件数







違反簡易屋外広告物除却作業

第3節 アドプトロード・プログラムの支援

市民のみなさまが身近に利用する道路を自分たちの子供のように育てていくというコンセプトのもと、 地元自治会や企業等の団体の方々の賛同を得て、道路の一定区間の清掃や緑化などの美化活動を継続的に 実施して頂くもので、参加される団体・府・地元市町村の3者間で協定を結んでいます。

本市は、清掃活動の際に集められたごみ等の回収を行うなどこのプログラムを支援しています。

また、毎年9月には「メイクアップロードOSAKA・中環をきれいにする日」として大阪中央環状線庭窪 郵便局前から門真市月出町までの清掃活動に参加し美化の推進に努めています。



第4節 路上喫煙防止の啓発

路上喫煙禁止区域内での啓発、指導により路上喫煙防止を推進するとともにタバコの吸い殻のポイ 捨て禁止を含めた喫煙マナー向上により、市内全域において路上喫煙防止が図られるよう、市民等へ の周知及び啓発活動を行っています。平成29年度はエイフボランタリーネットワークの皆さんのご 協力のもと、京阪守口市駅から地下鉄守口駅に至る路上喫煙禁止区域内での吸い殻等の清掃及びチラ シやポケットティッシュの配布などを行いました。(表10-2-3)。

表10-2-3 路上喫煙禁止区域での啓発活動

	美化及び路上喫煙防止キャンペーン 実施概要
日時	平成29年7月1日(土)午前10時から
場所	京阪守口市駅周辺(カナディアンスクウェア)・地下鉄守口駅周辺
協力団体	エイフボランタリーネットワーク





美化及び路上喫煙防止キャンペーン

第10部 廃 棄 物

第1章 ごみ処理事業の遷移

本市のごみ処理の変遷を表 11-1-1 に示します。

表 11-1-1 ごみ処理の変遷

		表 II-I-I こみ処理の変遷
		事 業 内 容
昭和	21 年	11月1日市制施行
	23 年	「守口市塵芥処理手数料条例」制定
	25 年	ごみ焼却炉新設(9.5 t /24h)
	28 年	ごみ焼却炉増設(11t/24h)
	30 年	「守口市清掃条例」制定
	32 年	庭窪町と合併し、現在の守口市になる
	33 年	- ごみ焼却炉増設(11t/24h)
	36 年	ごみ焼却炉増設 (30t/24h)
	38 年	可燃ごみ定時収集開始(週2回)
	40 年	第1号炉ごみ焼却施設建設 (90t/24h)
		守口市最終処分場埋立処分開始
	44 年	第 2 号炉ごみ焼却施設建設(150t/24h)
		昭和 25・28・33・36 年建設の焼却炉廃炉
	46 年	不燃・粗大ごみ定日収集実施(月1回)
	47 年	「守口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」制定
		不燃・粗大ごみ定日収集実施(月2回) 粗大ごみ処理施設建設(75t/5h)
	48 年	不燃・粗大ごみ定日収集実施(月3回)
	49 年	第 3 号炉ごみ焼却施設建設 (150t/24h)
	53 年	第1号炉ごみ焼却施設解体撤去
	54 年	びん・ガラス類定日収集実施(月2回)
	60 年	第2号炉ごみ焼却施設解体撤去
	61 年	一般家庭ごみ祝日収集実施
	63 年	第 4 号炉ごみ焼却施設建設(142t/24h)
		不燃物処理資源化施設建設(30t/5h)
平成	3 年	「ごみ元年」として位置付けし、「ごみ処理第1次5ヵ年計画」策定(平成3年度~平成7年度)
		コンポスト(生ごみたい肥化容器)設置奨励金事業開始 ごみ減量モニターの実施(1,000 世帯)
		この減量セーターの失過(1,000 Em) 市民協働組織「青い地球とゴミを考える市民会議」設立
	4 年	社会科副読本(4年生用初版発行)
		牛乳パック回収箱設置(公共施設 15 ヶ所)
		守口市最終処分場埋立処分完了
		「大阪湾広域臨海環境整備センター」への最終処分埋立委託開始
		エコショップ登録制度
	* <i>F</i>	リサイクル展開始、リサイクル品の無料提供開始
	5 年	「守口市廃棄物の減量及び処理並びに清掃に関する条例」制定 社会科副読本 (5 年生用初版発行)・
		社会特副統本(3 年生用物版発刊)。 集団回収奨励金制度発足(古紙・古布・缶鉄・アルミ缶)(3 円/kg)
		古紙・古布・空き缶定曜収集実施(月2回)
		不燃・粗大ごみ定曜収集実施(月2回)
		びん・ガラス類定曜収集実施 (月 2 回)
		有害危険ごみ定曜収集実施(月2回)
	6 年	社会科副読本(6 年生用初版発行)
	7年	 牛乳パック再生品利用促進活動事業開始(委託)
	8年	「ごみ処理第2次5ヵ年計画」策定(平成8年度~平成12年度)
	9年	集団回収奨励金 3 円/kgから 4 円/kgに改正
	10 年	ペットボトル拠点回収開始
		一般家庭用減量啓発冊子「ごみ虎の巻」発行

平成	12 年	ごみ袋を無色の透明・半透明袋に統一する
		家庭用生ごみ処理機貸与制度発足
		家庭用生ごみ処理機(電源を必要とする機器)補助制度開始
		第 4 号炉ごみ焼却施設排ガス高度処理(ダイオキシン対策)施設整備
	13 年	家庭用生ごみ処理機(電源を必要としない機器)補助制度追加
		事業所向け減量啓発冊子「事業所ごみの減量に向けて」発行
	14 年	第3号炉ごみ焼却施設廃止
	15 年	「守口市一般廃棄物処理基本計画」策定
	17年	「守口市一般廃棄物再生利用業の指定に関する規則」制定
		「守口市廃棄物減量等推進審議会規則」制定
		社会科副読本再編集発行(4~6 年生共通)
	18 年	「守口市廃棄物減量等推進審議会」発足・諮問・答申
	19 年	プラスチック製容器包装の分別収集開始(月2回)
		「守口市粗大ごみ処理券」販売開始
		「守口市廃棄物の減量及び処理並びに清掃に関する条例・規則」改正(粗大ごみ有料化)
ļ		第3号炉ごみ焼却施設解体撤去
	20 年	プラスチック製容器包装収集回数を月2回から週1回に変更
		ストックヤード整備
		一般廃棄物処理(ごみ処理)に係る相互支援協定締結(東大阪ブロック各市及び3施設組合)
	21 年	事業所向け減量啓発冊子「事業所ごみ減量の手引き」発行
-		「事業所ごみ減量の手引き」による分別排出の訪問指導開始
	22 年	「事業所ごみ減量の手引き」による分別排出の訪問指導継続実施
	23 年	「守口市一般廃棄物処理基本計画」改定
	24 年	家庭用生ごみ処理機補助・貸与制度廃止
		ペットボトル戸別収集開始(月2回)
-		第 4 号炉の電力売却を開始
	25 年	災害時における一般廃棄物処理に関する支援協定締結(許可業者6者)
	26 年	守口市一般廃棄物収集運搬許可業者の可燃ごみ処理手数料 40 円/10kg から 65 円/10kg に改正
		(平成 30 年 3 月 31 日までの緩和措置)
		粗大ごみ処理手数料に係る区分の改正
		びん・ガラス・空き缶・ペットボトル収集回数を月 2 回から週 1 回に変更
		守口市再生資源集団回収奨励金交付要綱を改正
	27 年	使用済小型家電の拠点回収開始
	28 年	使用済乾電池及び蛍光管の拠点回収開始
Ī	29 年	「(改訂版) 守口市一般廃棄物処理基本計画」改定
		災害廃棄物の処理等に関する基本協定締結(ダイカン・大栄環境)
	30 年	持込ごみの予約制開始
		守口市災害廃棄物処理計画策定
		守口市一般廃棄物収集運搬許可業者の可燃ごみ処理手数料の緩和措置終了(規定の手数料 90 円/10kg)
		「守口市廃棄物の減量及び処理並びに清掃に関する条例・規則」改正(事業系ごみの行政回収廃止)

第2章 ごみ減量・資源化推進

第1節 一般廃棄物処理基本計画について

近年の生活様式の多様化や利便性の向上は、生活を豊かにする一方、資源を枯渇させ、多くの 廃棄物を生み出し、環境負荷を増大させています。

循環型社会形成推進基本法(平成13年1月施行)では、循環型社会の形成に向けて形成すべき循環型社会の姿を明確にし、国、地方公共団体、事業者、国民の果たすべき責務を明らかにしています。さらに、一般廃棄物の減量化についての取組指標が平成25年(2013年)の第3次循環型社会形成推進基本計画で強化されるなど、ごみの発生を抑制することが、今後さらに重要視されると考えられます。

本市では、平成24年3月に守口市一般廃棄物処理基本計画を策定し、一般廃棄物の排出抑制・資源化等に取り組んできましたが、廃棄物を取り巻く社会情勢や市民の意識等の変化をふまえて、 当該計画策定から約5年が経過した中間目標年度である平成28年度に計画内容の見直しを行い、平成29年3月に、「(改訂版)守口市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

循環型社会形成に向けた法体系及び本市における本計画の位置づけを図 11-2-1 に示します。本計画は、廃棄物処理法に基づく計画であり、環境基本法及び循環型社会形成推進基本法をはじめとする各種リサイクル法等との整合性を図るとともに、国の減量目標を踏まえ、本市における一般廃棄物処理の方向性を示したものです。

また、「守口市廃棄物の減量及び処理並びに清掃に関する条例」の理念に基づき、上位計画である「第五次守口市総合基本計画」で掲げる都市像「育つ・にぎわう・響きあう」人と心が集うまち、守口」の基本目標"自然環境と調和し共生する安全・安心なまち"の実現を目指し、ごみの減量化・資源化、計画的な収集運搬及び適正な中間処理等、本市のごみ処理行政の理念及び施策を推進するための計画です。

基本理念 『みんなの責任と協働で目指す 循環型社会 』

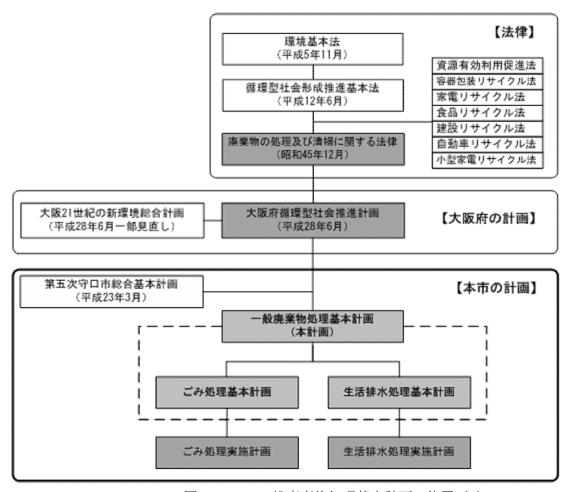


図 11-2-1 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

第2節 ごみ処理に係る数値目標

平成 28 年 9 月に改定された「ごみ処理基本計画策定指針」では、目標年度については原則として計画策定時より $10\sim15$ 年とされています。

本計画では平成24年度を計画の初年度とし、5年目の中間目標年度である平成28年度に目標年度や数値目標を含め、本計画内容の見直しを行いました。

それにより、計画の期間を平成29年度から平成38年度までの10年間とし、5年目の平成33年度を中間目標年度とし、10年目の平成38年度を目標年度とします。

【計画の期間】

平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間とする。

【計画目標年次】

中間目標年度 : 平成 33 年度(平成 29 年度から 5 年後)

目標年度: 平成 38 年度(平成 29 年度から 10 年後)

図 11-2-2 目標年度

第1 目標設定にあたっての考え方

目標の設定にあたっては、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」及び「第3次循環型社会形成推進基本計画」並びに「大阪府循環型社会推進計画(平成28年6月、大阪府)」(以下、「国の基本方針等」という。)における数値目標の達成見込みを勘案して設定しました。

これら関連計画等における目標値と本市の達成見込みとの相関を以下に示します。

表 11-2-1 国の基本方針の目標率における本市の達成見込み

	基準年度の数値	目標年度の数値	(平成 32 年度)
	(平成 24 年度)	目標値	推計值
【指標①】 ごみ総排出量	45,711t/年	40,226t/年	42,702t/年
【指標②その 1】 リサイクル率	約 21%	約 27%	約 22%
【指標③】 最終処分量	4,744t/年	4,080t/年	4,384/年

表 11-2-2 第3次循環型社会形成推進基本計画の目標率における本市の達成見込み

	基準年度の数値	目標年度の数値	(平成 32 年度)	
指標	(平成 12 年度)	目標値	推計値	
1人1日あたりの	1,103g/人・日	827g/人・日	826g/人・日	
ごみ排出量	1,100g//\	0 219 // H	0 2 0g//\	
資源ごみを除いた				
1人1日あたりの	498g/人・日	374g/人・日	360g/人・日	
家庭系ごみ排出量				
事業系ごみ排出量	24,373t/年	15,843t/年	15,593t/年	

表 11-2-3 大阪府循環型社会推進計画の目標率における本市の達成見込み

衣 11-2-3					
+	基準年度の数値	目標年度の数値(平成 32 年度)			
指標	(平成 26 年度)	目標値	推計値		
ごみ総排出量	44,142t/年	38,580t/年	42,702t/年		
リサイクル率	約 21%	約 23%以上	約 20%		
最終処分量	4,407 t/年	3,614t/年	4,384t/年		
集団回収量等を除いた1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	360g/人・目	315g/人・日	363g/人・日		

第2 将来目標の設定

ごみ処理に係る指標は、国の基本方針等の指標に基づき、以下の3種とする。

《目標①》ごみ総排出量

《目標②》リサイクル率

《目標③》焼却処理量

ごみ処理に係る数値目標は、表11-2-4に示すとおりである。

表 11-2-4 ごみ処理に係る数値目標

評価指標	実績値 (平成 27 年度)	中間目標年度 (平成 33 年度)	目標値 (平成 38 年度)
≪目標①≫ごみ総排出量 [t/年]	43, 402	41, 363	40, 705
≪目標②≫リサイクル率	21%程度	21%程度	21%程度
≪目標③≫焼却処理量 [t/年]	34, 366	32, 558	32, 110

第3節 ごみの減量化・資源化施策と実績

第1 ごみの減量及びリサイクル促進に関する啓発活動の実施

広報もりぐち、FM もりぐちでの PR、市ホームページでの啓発のほか、市民まつりでのごみ減量啓発イベントやレジ袋削減キャンペーンなど、ごみの減量及びリサイクル促進に関する啓発活動を広く行っています。

第2 ごみの分別排出の徹底

無色透明・半透明の袋でごみを排出することにより、分別排出の意識向上を図っています。 また、分別ができていない場合、「収集できませんシール」貼付のうえ、取り残しを行うことで、 分別排出の周知徹底をしています。

第3 プラスチック製容器包装分別収集の実施

家庭系ごみの資源化促進及び焼却ごみ量の減少を図るため、家庭系ごみにおいて、重量、容積ともに大きく構成するプラスチック製容器包装の分別収集を、平成19年10月から実施しています。

第4 ストックヤード施設の整備

プラスチック製容器包装分別収集の開始に伴い、ごみの資源化処理を促進するため、廃炉となった第3号炉焼却施設跡地にストックヤード(資源物の一時貯留所)を平成20年に整備しました。

第5 粗大ごみ有料化の実施

家庭系ごみの発生抑制とごみ処理費用負担の公平化を目的に、平成19年12月から粗大ごみの有料化を実施しています。

第6 再生資源集団回収実施団体の募集及び奨励金の交付

この制度は、日常生活から排出される廃棄物から再資源化できる有価物を自主的に回収する 地域住民団体に対し、奨励金を交付することにより、ごみの減量と資源の有効利用を図るとと もに、ごみ問題の意識向上に資することを目的としています。対象団体としては、本市内で活 動する自治会、町会、子供会、婦人会、老人会等の営利を目的としない住民団体で、平成29 年度は192団体となっています。

交付対象品目は、新聞・雑誌・段ボール・牛乳パック・その他紙などの古紙、古布、アルミ 缶、スチール缶を対象とし、1 kg 当 り 4 円を奨励金として交付しています。

表 11-2-5 再生資源集団回収量の推移

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
古紙	3,665 t	3,575 t	3,432 t	3,262 t	3,088 t
新聞	2,430 t	2,356 t	2,210 t	2,078 t	1,912 t
雑誌	680 t	671 t	684 t	654 t	636 t
段ボール	542 t	533 t	526 t	520 t	533 t
牛乳パック	12 t	15 t	11 t	9 t	7 t
古布	245 t	231 t	242 t	236 t	237 t
アルミ缶	88 t	79 t	81 t	86 t	85 t
鉄缶	5 t	8 t	7 t	7 t	8 t
合計	4,004 t	3,894 t	3,761 t	3,591 t	3,417 t
奨励金額(千円)	16,016	15,576	15,046	14,365	13,668
実施団体数	190	189	185	188	180

※表の数値は詳細値を含むため、四捨五入の関係で合計値と異なることがあります。

第7 拠点回収事業の実施

平成27年11月より、家庭から排出される小型家電からの有価物の回収を目的とした使用済 小型家電の拠点回収を開始しています。

また、拠点回収事業の拡充として、平成 28 年 11 月からは水銀含有製品(蛍光管、使用済乾 電池)も拠点回収品目に追加しました。

第3章 ごみ排出量の実績及びその性状

第1節 年間のごみ排出量の推移

本市の最近5年間のごみ排出量の推移を表11-3-1、図11-3-1に示します。

表 11-3-1 ごみ排出量の推移

	表 11-3-1 こみ排出量の推移 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度										
 可燃ごみ			17, 462 t	17, 363 t	17, 087 t	16, 774 t					
	<u>円燃この</u> 資源ごみ		5, 372 t	5, 070 t	5, 110 t	5, 067 t	5, 211 t				
	貝服しの	容器包装プラ	2, 028 t	1, 902 t	2, 003 t	1, 923 t	1, 973 t				
		一 紙類	851 t	751 t	747 t						
						736 t	846 t 5 t				
		紙パック	4 t	4 t	4 t	4 t					
		紙製容器包装	422 t	376 t	348 t	343 t	390 t				
		古布	345 t	312 t	297 t	298 t	334 t				
		金属類	302 t	286 t	296 t	290 t	213 t				
家庭系		ガラス類	1, 096 t	1, 087 t	1,063 t	1, 109 t	1, 078 t				
	- I - 3 -	ペットボトル	324 t	351 t	351 t	364 t	373 t				
	粗大ごみ		860 t	790 t	806 t	777 t	791 t				
	直接搬入		914 t	915 t	1, 096 t	1, 130 t	1, 073 t				
		可燃	48 t	52 t	42 t	36 t	29 t				
		粗大	866 t	864 t	1, 048 t	1,084 t	1, 035 t				
		小型家電	0 t	0 t	6 t	9 t	9 t				
		乾電池等	0 t	0 t	0 t	2 t	0 t				
	家庭系合計		24, 609 t	24, 138 t	24, 100 t	23, 749 t	24, 035 t				
	紙類		3, 111 t	3, 027 t	2, 894 t	2, 732 t	2, 547 t				
	紙パック		12 t	15 t	11 t	9 t	7 t				
集団回収量	紙製容器包装		542 t	533 t	526 t	520 t	533 t				
未凹凹状里 	金属類		93 t	87 t	88 t	93 t	93 t				
	布類		245 t	231 t	242 t	236 t	237 t				
	集団回収量台	計	4, 004 t	3, 894 t	3, 761 t	3, 591 t	3, 417 t				
	可燃ごみ	_	16, 261 t	15, 627 t	15, 034 t	14, 696 t	15, 310 t				
	資源ごみ		49 t	40 t	32 t	30 t	28 t				
事業系	粗大ごみ		129 t	140 t	114 t	116 t	78 t				
	直接搬入		389 t	303 t	360 t	457 t	466 t				
		可燃ごみ	351 t	269 t	337 t	432 t	440 t				
		資源ごみ	2 t	0 t	0 t	0 t	0 t				
		粗大ごみ	36 t	35 t	23 t	25 t	26 t				
事業系合計		16, 829 t	16, 110 t	15, 540 t	15, 299 t	15, 882 t					
	<u> </u>		45, 441 t				·				

単位: t

※表の数値は詳細値を含むため、四捨五入の関係で合計値と異なることがあります。



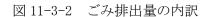
図 11-3-1 ごみ排出量の推移

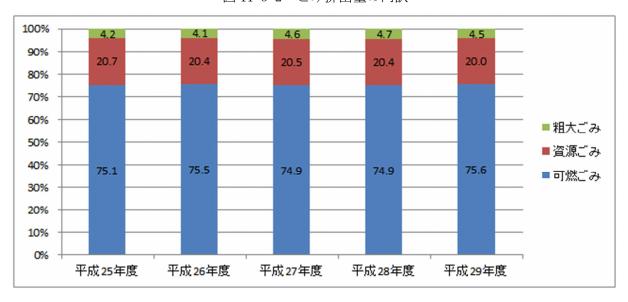
ごみ排出量の内訳を表 11-3-2、図 11-3-2 に示します。排出量の中では可燃ごみが最も多く、平成 29 年度で全体の約 75%を占めています。資源ごみは約 20%で近年横ばいとなっており、粗大ごみは約 5%です。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
可燃ごみ	34, 122 t	33, 311 t	32, 501 t	31, 938 t	32, 739 t
資源ごみ	9, 427 t	9,004 t	8, 910 t	8, 699 t	8,665 t
粗大ごみ	1,892 t	1,828 t	1, 992 t	2, 002 t	1, 929 t
合計	45,441 t	44,142 t	43,402 t	42,639 t	43,334 t

表 11-3-2 ごみ排出量の内訳

※表の数値は詳細値を含むため、四捨五入の関係で合計値と異なることがあります。 ※集団回収量は資源ごみに含みます。





第2節 1人1日当たりのごみ排出量の推移

本市の1人1日当たりのごみ排出量の推移を表11-3-3(1)、図11-3-3(1) \sim (3) に示します。 家庭系ごみ・事業系ごみ・集団回収量は若干の減少傾向にありましたが、平成29年度における前年度比では、家庭系ごみ・事業系ごみともに微増となっています。

続いて事業系ごみの1日当たりの排出量の推移を表11-3-3(2)に示します。

表 11-3-3(1) 1人1日当たりのごみ排出量の推移

	× (-) > + - >								
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度				
家庭系ごみ(g/人・日)	462. 7 g	455. 2 g	456. 5 g	451.7 g	455. 3 g				
可燃ごみ(g/人・日)	329. 2 g	328. 4 g	324. 5 g	319. 7 g	323. 9 g				
資源ごみ(g/人・日)	101.0 g	95. 6 g	96. 9 g	96. 6 g	96. 6 g				
粗大ごみ(g/人・日)	32. 5 g	31. 2 g	35. 1 g	35. 4 g	34. 8 g				
事業系ごみ(g/人・日)	316. 5 g	303. 8 g	294. 4 g	291. 0 g	302. 8 g				
可燃ごみ(g/人・日)	312. 4 g	299. 8 g	291. 2 g	287. 7 g	300. 3 g				
資源ごみ(g/人・日)	1.0 g	0. 7 g	0.6 g	0.6 g	0. 5 g				
粗大ごみ(g/人・日)	3. 1 g	3. 3 g	2. 6 g	2. 7 g	2. 0 g				
集団回収量(g/人・日)	75. 3 g	73. 4 g	71. 2 g	68. 3 g	65. 1 g				
総排出量(g/人・日)	854. 5 g	832. 4 g	822. 1 g	810. 9 g	826. 1 g				

※表の数値は詳細値を含むため、四捨五入の関係で合計値と異なることがあります。

表 11-3-3 (2) 事業系ごみ 1 日当たりの排出量の推移

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業系ごみ 合計	46.1 t/日	44.1 t/日	42.6 t/日	41.9 t/日	43.5 t/日
可燃ごみ(t/日)	45.5 t/日	43.5 t/日	42.1 t/日	41.4 t/日	43.2 t/日
資源ごみ(t/日)	0.1 t/日	0.1 t/日	0.1 t/日	0.1 t/日	0.1 t/日
粗大ごみ(t/日)	0.5 t/日	0.5 t/日	0.4 t/日	0.4 t/日	0.3 t/日

※表の数値は詳細値を含むため、四捨五入の関係で合計値と異なることがあります。

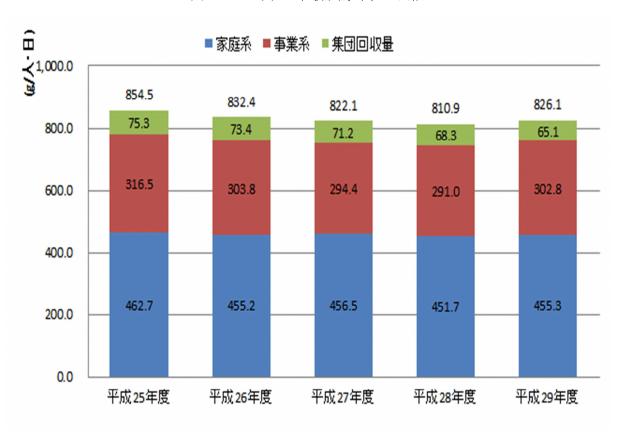
図 11-3-3(1) 家庭系排出原単位



図 11-3-3 (2) 事業系排出原単位



図 11-3-3 (3) 総排出原単位の内訳



第3節 資源化の実績

本市の資源化量の推移を表 11-3-4、図 11-3-4 に示します。

本市では、品目の多くが減少傾向にあり、それに伴って合計量も減少が続いていましたが、 平成29年度は古紙・古布回収量の増加に伴い、合計量が増加に転じています。

表 11-3-4 資源化量の推移

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
破砕鉄粗	 大鉄	297 t	314 t	296 t	312 t	299 t
	破砕鉄	236 t	265 t	259 t	262 t	253 t
	粗大鉄	62 t	49 t	37 t	50 t	46 t
アルミ屑		4 t	5 t	3 t	0 t	1 t
その他金	属	9 t	10 t	6 t	13 t	10 t
	被覆銅線	4 t	3 t	2 t	5 t	4 t
	アルミ	5 t	6 t	4 t	8 t	6 t
ビン・ガ	ラス	1,139 t	1,074 t	1, 103 t	1,068 t	1,039 t
	白ガラス	389 t	214 t	336 t	272 t	309 t
	茶ガラス	314 t	182 t	311 t	281 t	292 t
	その他ガラス	70 t		294 t	283 t	242 t
	その他	366 t	528 t	162 t	232 t	197 t
空き缶		276 t	288 t	264 t	277 t	229 t
	スチール	256 t	254 t	234 t	232 t	188 t
	アルミ	9 t	10 t	9 t	9 t	9 t
	その他	11 t	24 t	21 t	36 t	32 t
古紙・古	布	1,549 t	1, 390 t	1, 341 t	1, 329 t	1,504 t
	新聞紙	62 t	55 t	53 t	53 t	60 t
	雑誌類	715 t	642 t	638 t	631 t	715 t
	段ボール	422 t	376 t	348 t	343 t	390 t
	牛乳パック	4 t	4 t	4 t	4 t	5 t
	古布	345 t	312 t	297 t	298 t	334 t
ペットボ	トル	286 t	294 t	308 t	361 t	374 t
プラスチッ	ク製容器包装	2,033 t	1,886 t	1, 948 t	1,812 t	1,893 t
小型	世家電	0 t	0 t	6 t	9 t	9 t
乾電池	・蛍光管	0 t	0 t	0 t	2 t	0 t
合	計	5, 593 t	5, 259 t	5, 274 t	5, 181 t	5, 359 t

※表の数値は詳細値を含むため、四捨五入の関係で合計値と異なることがあります。

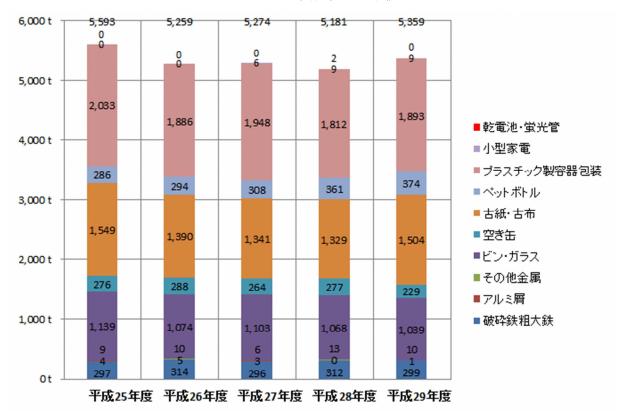


図 11-3-4 資源化量の推移

第4節 リサイクル率

本市のリサイクル量及びリサイクル率の推移を表 11-3-5、図 11-3-5 に示します。本市のリサイクル率は、年度によって若干の増減を繰り返しつつもほぼ横ばいで推移しています。

総資源化量については、集団回収量の減少に伴い、減少傾向にあります。

平成 25 年度 平成 26 年度 平成 27 年度 平成 28 年度 平成 29 年度 資源化量(t) 5, 593 t 5, 259 t 5, 274 t 5, 181 t 5, 359 t 3, 761 tl 3.894 t 3.591 t 3. 417 t 集団回収量(t) 4.004 t 総資源化量(t) 9.597 t 9. 153 t 9. 035 t 8, 773 t 8, 776 t 総排出量(t) 45. 441 t 44. 142 t 43. 402 t 42.639 t 43, 334 t リサイクル率(%) 21. 1% 20. 7% 20. 8% 20.6% 20.3%

表 11-3-5 リサイクル率の推移

[※]表の数値は詳細値を含むため、四捨五入の関係で合計値と異なることがあります。

また、本市のリサイクル率は、府及び全国の平均値を上回っています。



図 11-3-5 リサイクル率の比較

第4章 ごみ処理・処分施設の概要

第1節 ごみ焼却施設

本市では、昭和 63 年に 142t/24h の第 4 号炉を供用開始しました。しかし、平成 14 年 11 月にはダイオキシン類の発生抑制対策として第 3 号炉が廃止となり、現在は第 4 号炉のみの運転となっています。

第4号炉は、ごみを焼却する際に発生する熱を回収して発電を行っています。発電能力は、800kW/hで、通常時のクリーンセンター内で使用する電力を賄うとともに、余剰電力を電力会社に送電しています。また、余熱を利用してクリーンセンター内の給湯を行うなど、有効に熱エネルギーを回収しています。

しかしながら、1 炉体制のため第4号炉の定期点検時等の停止期間中は、近隣市にごみ処理の一部を委託しています。

施設名	守口市クリーンセンター 第4号炉ごみ焼却施設
処理主体	守口市
所在地	守口市寺方錦通4丁目9番12号
竣工年月	昭和 63 年 3 月
建設構造	鉄筋コンクリート造、地上5階地下1階
建築面積	2, 002. 59 m²
延床面積	4, 561 m²
形式	全連続燃焼型ストーカ炉
ごみピット	ピットアンドクレーン式、容量 1,500 m ³
処理能力	142t/24h× 1 基
ガス冷却設備	廃熱ボイラ(川崎式、単胴自然循環式)
ガス洗浄設備	バグフィルター式(消石灰・活性炭吹き込み)
余熱利用	蒸気タービン(多段背圧式)、場内給湯
発電設備	800kW/h 併設

表 11-4-1 ごみ焼却施設の概要

第2節 粗大ごみ処理施設

本市では、昭和47年から砕処理施設(処理能力:75t/5h)の供用を開始しています。粗大ごみ処理施設は資源化施設と接続しており、鉄・アルミ類の資源回収を行っています。

また、昭和47年度から不燃・粗大ごみの月2回定日収集を開始し、平成19年度には粗大ごみの有料化を開始しています。

施設名称	守口市クリーンセンター ごみ破砕処理施設
処理主体	守口市
所 在 地	守口市寺方錦通4丁目9番12号
竣工年月	昭和 47 年 5 月
処理整備	衝撃・剪断併用回転式
処理能力	75t/5h

表 11-4-2 粗大ごみ処理施設の概要

第3節 資源化施設

本市では、ごみ焼却施設第4号炉の建設と同じ昭和63年から、資源化施設の供用を開始しています。資源化施設では、不燃・粗大ごみからの資源回収を行っています。

表 11-4-3 資源化施設の概要

施設名称	守口市クリーンセンター 資源化施設
処理主体	守口市
所在地	守口市寺方錦通4丁目9番12号
竣工年月	昭和 63 年 3 月
建設構造	鉄筋ALC造、6階建
建設面積	162.81 m²
延床面積	493. 265 m²
選別設備	磁選機、トロンメル、アルミ選別機
処理能力	30t/5h

第4節 ストックヤード施設

循環型社会の形成の為、ごみ減量化・資源化計画に則り、資源物の一次仮置き場所として第3号炉跡地にストックヤードを平成20年に整備しました。プラスチック製容器包装、空き缶、ペットボトルを始めとした各種資源物の分別に対応しています。

表 11-4-4 ストックヤードの概要

施設名称	守口市クリーンセンター ストックヤード
処理主体	守口市
所在地	守口市寺方錦通4丁目9番12号
竣工年月	平成 20 年 3 月
建設構造	鉄筋コンクリート造
ヤード面積	2, 400 m²

第5節 最終処分場

本市の最終処分は、昭和40年から守口市最終処分場に埋立処分していましたが、平成4年に埋立処分が完了したため、平成4年からはフェニックスセンターへ加入し処分を委託しています。

第5章 し尿処理事業の概要

第1節 計画策定の趣旨

我が国の生活排水処理は、公衆衛生の改善から始まり、公共用水域の水質の保全・改善及び生活環境の向上のために様々な処理施設の整備を行ってきました。

本市では、昭和27年から浸水の防除、生活排水対策として下水道の整備と処理区の拡大を図り水洗化の促進に努めており、現状では対人口の普及率でほぼ100%となっており、基本的な下水道整備は概ね完成しているといえます。

また、近年の下水道には、汚水の衛生処理、浸水防除といった機能にとどまらず、公共用水域の汚濁負荷軽減や、災害時のインフラ機能の確保・維持といったより高度かつ多面的な機能が求められています。

本市の生活排水処理に関する現状及び計画を示します。

第2節 基本方針

本市の生活排水対策は、下水道事業を中心に実施しており、計画区域の順次拡大を行い現在に至っています。下水道整備が概ね完成している現在、下水道の維持管理の推進が重要となっています。

本市は早くから下水道整備に着手したため、大半の下水道施設や設備が老朽化していることから、これらの効果的かつ適正な改築・更新に取り組んでいきます。

第3節 下水道整備状況

守口処理区、鴻池処理区における計画内容及び下水道普及率等を表 11-5-1 に示します。

守口処理区は、対面積及び対人口ともに普及率が100%となっています。鴻池処理区は、対面積の普及率が96.42%、対人口の普及率が99.99%となっています。

全体でみると、対面積の普及率が98.28%、対人口の普及率が99.99%となっています。

今後も継続的に下水道整備を計画的に推進し、対面積及び対人口ともに普及率100%を目指すものとします。

			面積		人口				
区分		計画(ha)	整備済(ha)	普及率(%)	計画(人)	平成30年 3月末a (人)	現在利用 b(人)	普及率 b/a(%)	
	守口排水区	286.099	286.099	100.00	41,000	42,895	42,895	100.00	
守口処理区	寺方排水区	135.516	135.516	100.00	12,500	12,958	12,958	100.00	
	八雲排水区	183.288	183.288	100.00	13,510	13,910	13,910	100.00	
	小計	604.903	604.903	100.00	67,010	69,763	69,763	100.00	
	庭窪排水区	389.25	373.07	95.84	55,500	54,393	54,384	99.98	
	菊水排水区	42.12	42.12	100.00	5,300	5,273	5,273	100.00	
鴻池処理区	大日排水区	50.89	46.99	92.34	9,500	9,523	9,522	99.99	
	東寺方排水区	78	78	100.00	4,700	4,756	4,756	100.00	
	小計	560.26	540.18	96.42	75,000	73,945	73,935	99.99	
合計		1165.163	1145.083	98.28	142,010	143,708	143,698	99.99	

表 11-5-1 下水道等普及状況

第4節 生活排水処理形態

平成 25~29 年度における生活排水処理形態別世帯数の推移を表 11-5-2 に示します。

し尿を収集している事業所を含むくみ取り世帯数は減少傾向にあり、平成 29 年度末では 7 世帯 となっています。

事業所を含む浄化槽世帯数も減少傾向で、平成29年度末では26世帯となっています。

平成26年度 区分\年度 平成25年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 6 -般家庭 9 6 し尿 2 2 事業所 4 1 1 7 小計 11 11 13 7 9 9 般家庭 浄化槽 17 16 17 16 17 事業所 小計 23 23 26 26 26 34 34 39 33 合計 33

表 11-5-2 生活排水処理形態別世帯数

第5節 し尿及び浄化槽汚泥収集量

平成 25~29 年度におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集量を表 11-5-3 に示します。

計画収集人口及び浄化槽人口は、公共下水道の整備に伴い減少しておりますが、収集量は仮設トイレ等からの排出が一定量続いているため、年度によって若干の増減があります。

区分\年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
し尿収集量	91 kl	70 kl	103 kl	70 kl	127 kl
浄化槽汚泥収集量	57 kl	53 kl	52 kl	48 kl	63 kl
合 計	148 kl	123 kl	155 kl	118 kl	190 kl

表 11-5-3 し尿及び浄化槽汚泥収集量等

第6節 し尿及び浄化槽汚泥処理

し尿処理施設は昭和31年10月に建設しました。その後、昭和45年4月に守口市四條畷市清掃施設組合を設立し共同処理を行ってきましたが、平成10年3月31日に一部事務組合が解散してからは、希釈処理を行ってから処理水を下水道に放流していました。平成15年4月1日以降は、本市の下水道普及状況に伴うし尿等処理件数の減少から、近隣市の門真市に処理を委託していました。

平成30年1月からは、本市下水道施設内にて処理を実施しています。

第7節 生活排水対策の普及啓発

下水道の整備が概ね完成している状況でありながら、下水道への接続率が100%に達していないため、今後も下水道への接続を行ってもらうよう普及啓発に努めるものとします。

もりぐちの環境

平成30年度版

平成31年1月印刷発行

編 集 守口市環境部環境政策課

発 行 大阪府守口市役所

印 刷 守口市総務部法制文書課